

諮問を付議する部会の決定について（一部改正案）

平成27年4月13日  
中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定  
平成30年4月12日  
一部改正  
令和5年4月18日  
一部改正  
令和6年4月16日  
一部改正

中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第6条に規定する諮問された請求事案を取り扱う部会の決定について、運営規則第17条の規定により、次のとおり定める。

- 1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第2部会へ付議するものとする。
- 2 次に掲げる理由により、1の取扱いによらない方が良いと認める場合は、必要に応じて関係する部会長の意見を聴いて、諮問された請求事案を取り扱う部会を会長が、決定するものとする。
  - (1) 1の取扱いによる部会が、請求事案の審議又は審議を継続する請求事案を多く抱え、審議が停滞するおそれを認める場合
  - (2) 1の取扱いによる部会の委員に欠員が生じており、部会が成立しない場合又は適切な審議及び議決に支障が生じるおそれを認める場合
  - (3) 1の取扱いによる部会の委員の中に、運営規則第9条に規定する委員の除斥事項に該当する委員が含まれていることが予見される場合
  - (4) 各部会のこれまでの審議実績や部会に属する委員の専門性などにより、1の取扱いとは異なる部会に付議した方が、適切かつ円滑な審議が行えると認める場合
  - (5) その他の理由により、1の取扱いとは異なる部会に付議した方が、適切かつ円滑な審議が行えると認める場合
- 3 運営規則第6条第2項の規定による報告が請求事案を付議した部会長からなされた場合は、同条第3項の規定により、会長が、請求事案を取り扱う部会を変更する必要性を判断した上で、関係する部会長の意見を聴いて、当該請求事案を取り扱う部会の変更を決定するものとする。